

令和3年1月12日

保護者様

横浜市立共進中学校

校長 亀井 孝洋

緊急事態宣言中の教育活動について

風花の舞う今日この頃、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の活動教育にご理解、ご協力いただき、誠に感謝申し上げます。

さて、1月8日午前0時から2月7日までを適用期間として神奈川県を含む1都3県に対して緊急事態宣言が発出されました。学校の教育活動については今までも感染拡大防止措置を講じておりますが、感染拡大傾向を踏まえ、感染予防に対する取り組みを徹底しながら次の通り行っています。なお今後、国または県から対応、要請があった場合や感染状況等により学校における措置等を変更する必要があった場合には、改めて通知いたします。

また、生徒と同居する方等が新型コロナウイルス感染症の感染に疑いがあり、PCR検査等を受ける必要が生じた場合は検査結果が判明するまでの間、生徒の登校を控え、ご家庭で健康観察をしていただくようご協力をお願いいたします。

【教育活動における衛生面、健康面の留意点】

- 極力常時マスクを着用し、感染症対策を講じる。
- 石鹸を用いた手洗いの実施
- 換気と寒冷対策及び校内の消毒の徹底

【登校時】

- 余裕をもって8時から8時40分の間に登校する。

【授業時間】

- マスク着用時においても、生徒同士が長時間、近距離で行う活動、近距離で対面形式となるグループワーク等の活動は行わない。

【部活動】

- 活動場所
原則として緊急事態宣言発出期間中は校内における活動のみとする。
- 活動日数、時間

土日祝日を含めて週3日以内、活動時間は平日は2時間以内、土日祝日は3時間以内とする。土日祝日に活動する場合はいずれか1日を活動日とする。

朝練習は実施しない。

他校との合同練習は実施しない。